

【相談票に必要な書類】

【相談内容】

- 自己用住宅の新築 (①: 長期居住者親族の住宅、②: 農家住宅、③: その他住宅)
 自己用住宅以外の建築物の新築: ④
 既存建築物の (⑤: 建替え・増築、⑥: 用途変更)、⑦: その他

【必要な書類】(該当する相談内容に○の付いた書類(コピー可)を添付してください)

提出書類	相談内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
案内図	○	○	○	○	○	○	○
公図 (電子版可)	○	○	○	○	○	○	○
直近の現況写真 (2方向以上、区域を朱書) ※写真撮影方向を明記 (案内図や配置図に併記可)	○	○	○	○	○	○	○
前面道路	国道・県道・市道 (道路台帳)	○	○	○	○	○	○
	道路位置指定 (道路位置指定図の写し)						
	開発による道路 (開発登録簿の写し)						
	区画整理による道路 (仮換地指定図)						
土地全部事項証明書 (土地登記簿謄本) (電子版可)	○	○	○	○	○	○	○
土地閉鎖謄本 (電子版がある場合は可)	○		○		○	○	○
建物全部事項証明書 (家屋登記簿謄本) (電子版可)					○	○	○
家屋所在証明書					○	○	○
申請者の住民票 (個人の場合)	○	○	○		○	○	○
長期居住者 (親族) の住民票 (本籍記載のもの)	○		○				
戸籍全部事項証明、改正原戸籍、戸籍の附票など (申請者と親族の関係がわかるもの)	○		○				
申請者が居住しているアパートの賃貸借契約書 (直近のもの) 親と同居の場合は、建物全部事項証明書又は家屋所在証明書	○		○				
農家証明書		○					
市街化調整区域証明書 (長期居住者が他市町の場合)	○						
計画建物の事業概要がわかる資料 (事業計画、認可証等)				○			○
申請法人の登記事項証明書 (法人登記簿謄本)				○			○
前回の開発許可通知書 (無い場合は開発登録簿)					○	○	
前回の建築確認済証 (無い場合は建築計画概要書)					○	○	
その他 ()							

※上記の添付書類が全て揃っていないと受付できませんので、ご注意ください。

※必要に応じて上記以外に追加書類を求める場合もありますのでご了承ください。

※必要書類は相談内容により異なります。事前に建築課開発指導担当までご確認ください。

【本申請 (開発許可申請等) の際に添付していただく各証明書類等について】

各証明書は、申請時点において最新の内容のものを添付していただく必要があるため、ご相談から申請までの期間が長くなる場合、再度取得していただく場合がありますのでご了承ください。

1. 土地及び建物の謄本等については、発行から 6か月以内。

2. 住民票及び戸籍謄本、その他各種証明書類については、発行から 3か月以内。

担当：白岡市建築課 開発指導担当